

令和元年第7回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和元年7月25日 午後2時
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	橋 本 捷一郎
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	木 曾 文 人
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	藤 本 浩 士
総 務 課 長	関 山 善 文
こども育成課長	近 藤 雅 之
指 導 課 長	河 本 学
生涯学習課長	高 見 直 樹
スポーツ推進課長	米 口 俊 也
中央公民館長兼市民会館長	山 野 良 樹
図書館長兼市史編さん担当課長	小 野 真 一
学校給食センター所長	溝 田 康 人
書 記	中 村 光 男
- 5 欠席者

教 育 次 長	東 南 武 士
文化財担当課長	中 田 宗 伯
- 6 付議事項

第4号議案	令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
第5号議案	赤穂市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について
報告4	専決処分の報告について
専第7号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第8号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第9号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 木 曾 文 人

署 名 人 志 水 矛

令和元年第7回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第7回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日、東南教育次長及び中田文化財担当課長が他の公務のため欠席しておりますことをご報告いたします。

はじめに、令和元年第6回教育委員会議事録の署名を池坂委員と木曾委員にお願いします。

(教育長署名後、池坂委員、木曾委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。木曾委員と志水委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思えます。

報告4については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、その他については赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のと通りの賛成をもちまして、報告4及びその他については、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。

第4号議案「令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について、議案書2ページから4ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

地図と家庭科、平成26年度に東書だったものが帝国、開隆堂、保健は大日本が光文。平成26年のその前から見ると、地図は帝国・東書・帝国、家庭科は開隆堂・東書・開隆堂と。その採択の変更理由は、どうやって変わったのか。

事務局

採択には採択基本方針が4点ございます。まず、一つ目が地域社会の特質、並びに西播磨地区の児童の実態に即したものを選ぶこと。

二つ目が新学習指導要領の趣旨が良く具現化され、教材配列が系統的で、基礎となる学力の充実しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。三つ目に、児童の心身の発達段階に適用し、児童の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。四つ目が、人権尊重の視点に立った適正なものを選ぶこととなっております。そこで、この内容につきましては、選定委員会を3回、各教科の代表が集まりまして、精査し、最後の採択地区協議会にて報告、決定されたということを受けております。

委員

その4つの視点は、平成26年度の選定理由もその理由で、帝国から東書に変わったと。課長が言われた4項目の中に、更に深い理由があったと思うのですが、わかりました。続いて、外国語のことです。私も6月末に、教科書展示会があって、指導課長からは是非来てくださいと案内をいただいたので行きました。たくさんある教科書の中で、一番気になる外国語ですけれど。私ももちろん、昔、英語なんて教えたことはないですから、どんな教科書がいいのかということで、何冊か見て行って、どういうことで選んだらいいのか、どれだったら一番教えやすいか、迷うなと思いながら見ていたのですが。東書を選定した理由があれば、教えていただきたい。

事務局

その決定の理由については、私は採択地区協議会には出席していませんでしたので、内容については報告を受けておりませんので、ここで申し上げることはできません。申し訳ございません。

委員

各教科の調査員から、選定委員会があって、その選定資料というか、どうやって選んだかというのは採択地区協議会を経ている中で、教育委員会に公開・公表はしていないのでしょうか。

事務局

私の手元の資料にはございませんので、後日、お伝えできればと考えております。

委員

小学校の教科用図書が今年度新しく採択する年で。道徳はそのまま、従前どおりということになっているのですが、これも継続して採択した理由については。赤穂市の評判のみでも結構ですので。道徳については注目していると思うので教えてください。

事務局

道徳の廣濟堂あかつき株式会社の教科書につきましては、赤穂市にゆかりのある方が、編集にも関わっておられるということで、子供たちも、親しみを持って見ることができるといこともございます。それだけではございませんが、引き続き使用するということは、道徳についての年間指導計画、そして全体計画等がすでに作成されておりますので、そのまま引き続き、子供たちが学習するのに、ス

ムーズに学習に移行できるということを考えてのこととっております。

委員

先ほどの小学校の外国語の東書の件ですが、中学校で東書を使っているの、その流れとして小学校は東書の方が、ホライズンとサンシャインでは中身が違うので、中学校にそのまま移行する形としては、小学校で東書の方が流れ的に使いやすいのかなと個人的には思います。

教育長

他にご発言がないようですので、第4号議案「令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書採択について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおりの賛成をもちまして、第4号議案は、原案のおり議決されました。

次に、第5号議案「赤穂市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(赤穂市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について、議案5ページ及び参考資料2ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

先ほどの改正規則の但し書きについての説明がございました。今の説明によりますと、看護師等ですか。要するに医療関係者と広く捉えることもできるかなと思いついて聞いていたのですが。従って、(1)から(12)の委員さんがいるわけですけど、それに加えて、今、言われました方も場合によっては委嘱するというように聞いたのですが、それでよろしいでしょうか。それで、これを見て思うのですが、この支援を対象とする子供を持つ親から見れば、やはり、将来の自立と言いますか、生涯にわたって自立というのは一番の大きな関心事じゃないかと思えます。従って、幼小中の連続性を見据えて、適切な一番の支援になるかと。と同時に、中学を卒業して、高校、或いは、その上の専門学校、就職なり、大学なりと。こういう生涯にわたって、この者の適性と言いますか。生きていく上での支援と言いますか。そういった物も視野に入れながら是非、支援をしてほしいという思いが非常に強い。これだけ、どうしても、義務教育の枠外のように見えまして。もちろん、委員の中には広い視野を持っておられる方もいらっしゃると思えますけど、あくまでも義務教育ですから。例えば、所謂、発達心理学。発達心理学みたいな視野の方も非常に大事だと思うのです。そういった人たちは、学校の連続性も視野に入れて見るだろうと思えますし、例えば、関西福

祉大学にも専門家がいるのではないかと思うのですが。そういった、将来の自立に向けた支援をしていただける方を必要に応じて、そういう人たちが出てきて、親に言う、子供に言うような場合に、そういう方たちに委嘱できるような幅を持ってもらいたいなど。これは要望ですがお願いしておきたいと思います。

事務局

貴重な提案ありがとうございます。現在、兵庫県においては、特別支援教育は縦横連携というものを重視しております。縦の連携、横の連携ということで、生涯にわたって自立に向けた支援をしていこうということは共通認識しているところでございます。先ほど、委員がおっしゃられたように、この委員の構成につきましては、これ以外に加えることができるということで、私共が現在考えておりますのが、赤穂市の障害者自立支援協議会というものがございまして、その中で、医療的ケア児コーディネーターというものがございます。医療的ケアを必要とする子供たちのニーズに対して、コーディネートを行っていく、コーディネーターの配置も検討されていますので、そういう方にも入っていただきたいと考えております。また、医療・福祉・教育の連携というものが、赤穂市が大変進んでいますので、こういう医療関係・福祉関係・教育関係の者が、目的を一つにして、対応していくような体制を今後も整えていきたいと思っております。中学から高校の連携につきましては、現在、赤穂市では、前もお示ししましたが手引きというものを作っております。これは何かと申しますと、個別の指導計画及び個別の教育支援計画というものを策定し、それを幼稚園から小学校へ、そして、小学校から中学校へ、中学校から高校へ。そして、高校を出た後も就職したら就職先へと繋いでいく、個別の指導計画並びに個別の教育支援計画というものをずっと繋いでおります。それらを基にして、その方のプロフィール・特性などをみんなで継続し、連携して繋いでいこうとしているところです。委員のおっしゃられたように、臨床心理士・発達心理士等いろんな資格がございまして、そういう資格を有している方にも、もちろん入っていただき、専門的な見地から、より子供たちのニーズに応じた、そして将来的な自立に向けた対応が出来るように今後も取り組んでいきたいと考えております。

委員

教育支援委員というネーミングですけど、特別支援という意味ではないのですね。それとも、そういう意味ですか。教育支援の定義は規則に定義していると思うのですが。ちょっと、今、手元に無いので。特別支援教育のお子さん方の支援なのか。非常に多様化していますので。広げて支援をするような懐深さも見せて欲しいなど。

事務局

赤穂市教育支援委員会というのは、子供たちの、より適切な学びの場がどこであるかということ判断する会議です。就学先はどこが適切であるか、医療機関の診断を受け、そして発達検査等も参考にしながら、普段の生活はどうか、そして何よりも保護者のニーズがどうであるか。この子にとって、学ぶ場所は、どこが一番、適正であるのか、ということをおもひで判断し、協議するところが赤穂市教育支援委員会でございます。これは、特別支援学級に入級する又はボーダーにおられる幼児・児童・生徒を対象にしております。現在、通常学級においては6%の発達障害、LD、ADHD、ASD、所謂、自閉症スペクトラム症、学習障害等の子供たちがいると言われております。そういうお子さんたちは、現在、通常学級で学習しているという状況です。特別支援学級を検討される方もいらっしゃいますが、通常学級にもおられます。そういう子たちに対しては、赤穂市においては、特別支援教育指導補助員という者を配置していただき、個別な対応ができるようにしております。また、適宜、いろいろな教育相談、又、発達相談等も実施してございまして、赤穂特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談にもお世話になりまして、いろいろな対応をしております。決して、特別支援学級以外の子は対応しないということはおもひませんが、様々な方面から対応しているということをおもひいただけたらと思っております。

教育長

他にご発言がないようですので、第5号議案「赤穂市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第5号議案は、原案のおおりに議決されました。次に、報告4「専決処分の報告について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、報告4「専決処分の報告について」説明を行い、その後審議を行った。] 承認

教育長

ご異議が無いようですので、報告4「専決処分の報告について」承認いたします。

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況につい

て」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長
事務局

その他、事務局から報告事項等ありますか。

(令和元年第8回定例教育委員会を8月29日(木)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第7回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後2時45分閉会)